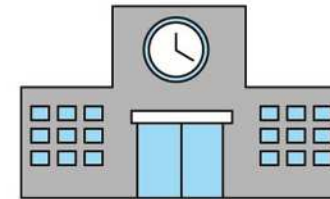




川崎市障害児・者移動支援事業のあらまし



川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

川崎市の移動支援事業

●目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

●内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。

外出支援は以下の内容を含む。

- ・ 外出に関する案内
- ・ 移動に伴う身体介護行為(食事、排せつ、着脱等)
- ・ 移動中の危険回避のために必要な援護
- ・ 本人の依頼による金銭の授受

移動支援事業のサービス内容

大きく分けて3つ。

移動支援事業

●移動支援

・社会生活上必要不可欠な外出

官公庁や金融機関での手続・生活費の出納、生活必需品の買い物、冠婚葬祭、公的行事への参加、突発的な通院

・余暇活動や社会参加のための外出

外食、買い物、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、就職活動等

●通学通所支援

学校や施設に通うための支援

●ふれあいガイド企画型

市が指定した事業者主催の非営利イベントに参加するための支援

移動支援の対象となる外出

- 社会生活上必要不可欠な外出
金融機関手続き、買い物、冠婚葬祭など
- 余暇活動、社会参加のための外出
外食、レジャー、レクリエーション、映画や観劇等の鑑賞など

移動支援の対象とならない外出

- 飲酒やギャンブル、特定の宗教や政治活動、特定の利益を目的とする団体活動、職業活動や商売等については対象外
- 通年かつ長期にわたる利用は対象外

移動支援・通学通所支援の対象となる方

対象となる方

- 車イス常用者
- 知的障害者、精神障害者
- 難病等患者
- 重度の視覚障害者
- 障害児(必要と認められる方)・・・原則として、学齢児以上の方を対象とします。

障害支援区分1
以上の方

※グループホームを利用されている方であっても利用することができます。

注意！

重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括支援の対象となる方及び介護保険サービスの対象となる方は、まずそちらのサービスを利用することを優先します。

必要に応じたサービスの利用と利用者負担

移動支援を希望される方であって、その必要性が認められる方に対して、支援の内容や行き先に応じて給付費の支給決定をします。

サービスを利用した方は、定められた月額上限額(1割)まで費用の負担をします。



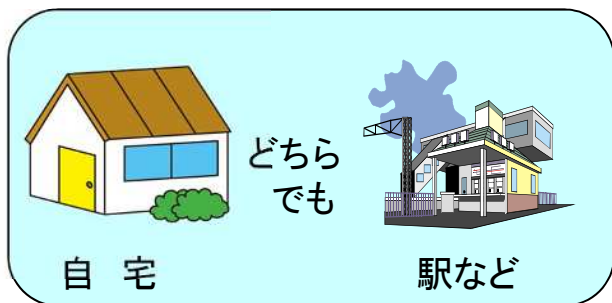
利用者負担

名 称	利用者負担	負担上限月額	支給基準	支援の型	
				個別	グループ [°]
移動支援	10%(※1)	● (上限管理実施)	40時間	●	●
通学・通所 支援	10%(※1)	× (同一にしない)	46回	●	×
ふれあい ガイド企画 型	8%(※1)	× (同一にしない)		集団支援	

(※1)生活保護世帯・非課税世帯は負担なし。

移動支援の提供について

出発地

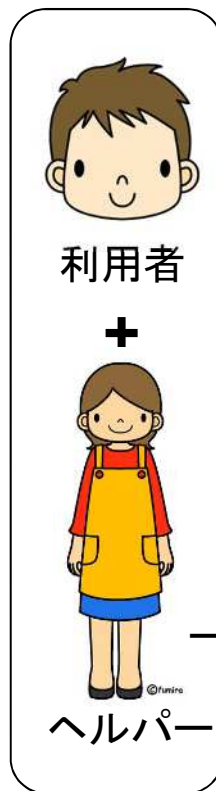


※自宅以外からの出発も可能
(安全が確保される場合に限る)

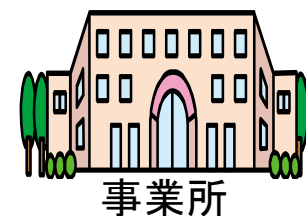
⑤ サービス利用

利用時間帯は、原則として、
8:00～21:00まで

目的地



- ① サービス利用申請
- ② 支給決定、受給者証交付
- ③ 申し込み・契約
- ④ ヘルパー派遣



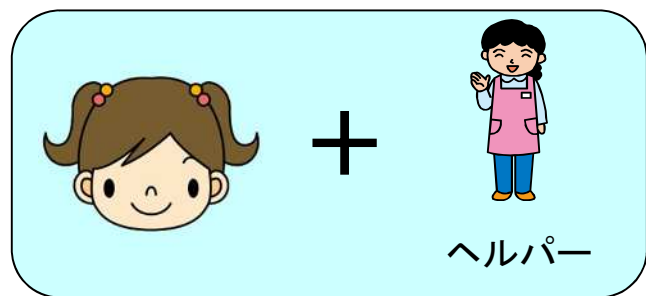
～外出に伴う経費～

- ・交通費、チケット代、入場料等は利用者負担を求めることができます。
 - ・原則、ヘルパーの食事代を利用者に求めることはできません。(食べる物の選択はヘルパー自身が可能であるため)
- 1ドリンク制のイベント等は、あらかじめ利用者の了解を得て、負担を求められます。

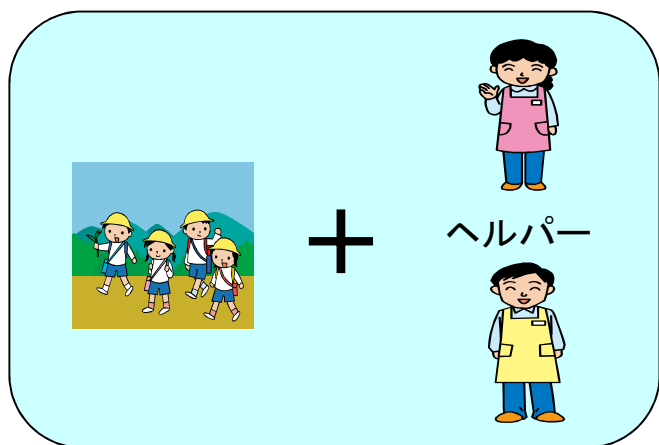
移動支援の利用可否のポイント

- 移動支援の事業者が企画したイベントや、事業者が提供する場所での活動を目的とした利用は不可(企画型を除く)。
- 個人の社会参加などのための支援であり、送迎手段ではない点に留意。
- 障害のある方の、個別の社会参加のためのニーズを実現するためのものであることから、
 - ①移動そのものを目的としたもの(散歩など)は対象外
 - ②イベントなどでも定期的かつ恒常的なものなどは対象外
- 移動支援は、グループで利用することが可能(ヘルパー1人に対して、最大4人まで)グループホームのメンバーと一緒に映画を見に行くなどを想定。

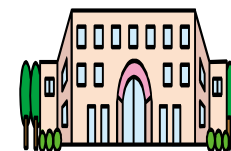
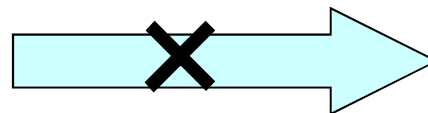
移動支援の利用可否のポイント(図)



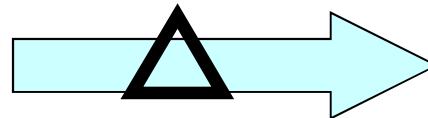
または



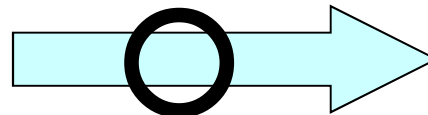
ヘルパー1人に対して最大4人まで
(事業者が提供できる範囲での
利用になります。)



事業者が
提供する場所



事業者が
企画したイベント
(企画型での利用を除く)

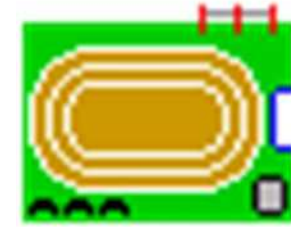
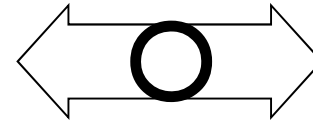
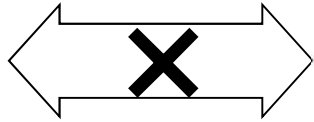


利用者の希望する場所
※事業者が提供する場
所を除く

【障害児が移動支援を利用できる場合】

- 乳幼児は原則利用不可。
- 原則的には小中学生は保護者の付き添いが必要。
ただし、小中学生であっても、保護者の疾病や出産、他の家族の介護等、やむを得ない事情があつて付添えないときには、単独利用できる場合があります。(この場合、支援できないことを証明する書類(診断書等)の提出が必須)。
- 中学校を卒業後の4月以降は単独の利用可。

通学通所支援の利用方法



塾やカルチャースクール等、学校や通所施設、わくわくプラザ以外の場所は不可

自宅

学校
通所施設 等



※自宅を経ないで、他の場所に行くことは原則不可

通学通所支援を利用できる方

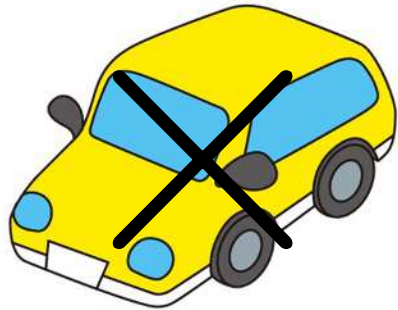
※ 以下のすべてを満たす必要あり

- 原則として学齢児以上
- 単独移動が困難
- スクールバスや送迎バスを利用できない事情がある
- 介護者の疾病・障害・就労等社会的にやむをえない事情により、障害児・者の通学・通所の支援をすることができない(診断書や就労証明書の提出必須)。

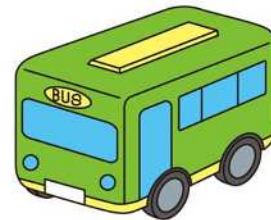
自家用車の利用について

移動支援事業は公共交通機関の利用が原則です。事業者が用意した自家用車に乗って移動することは認められていません。

移動の際は必ず公共交通機関をご利用ください(ただし、福祉有償運送の登録を受けた車であれば可能 ※福祉有償運送の車両運転中はサービスの対象外。)



自家用車は使えません



事業者が用意した自家用車に乗って移動する場合は、いかなる場合であっても、移動支援の対象とはなりません。

公共交通機関を利用して移動した場合は、利用者本人の交通費とともに、同乗している区間のヘルパーの交通費も、利用者が負担する必要があります。

まとめ 移動支援事業制度の概要

- ①利用できる方 市内に居住する障害児・者
- ② 支 援 内 容
- ・屋外での移動が困難な障害児・者に対し、安全かつ円滑に外出できるよう、移動についての支援を行います。
 - ・社会生活上必要な外出、余暇活動などの社会参加のための外出を目的とします。
 - ・支給基準は40時間／月です。
 - ・学校への通学支援、通所施設などへの通所支援(やむをえない事情がある場合に限られます)の支給基準は46回／月(1日2回まで利用可)となります。
- ③負担について 原則10%負担です。
さらに、外出時に身体介護を受けた場合は30分につき別途負担があります。また、交通費や外出先の入場料等の実費を負担する必要があります(食費は原則的にはヘルパーの負担です)。
- ※生活保護法による被保護者、市民税非課税者は、無料となります。
※通学・通所支援についてのみ、月額上限額が10,000円を超えるときは、10,000円を負担限度とします。
- ④ 申 請 窓 口 各区地域みまもり支援センター 高齢・障害課
各地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当